

国 保

**ご存知ですか
 国保の高額療養費制度**

高額医療制度は、支払った医療費が高額となり一定の限度額を超えた場合に高額療養費として受給できる制度です。限度額は、受診者の年齢や世帯内の所得状況により変わるため、領収書を持参し国保年金係窓口で相談ください。

なお、来庁時に健康保険証と世帯主名義の口座番号がわかるものを持参すると、その場で申請することもできます。

①**限度額** 1カ月に支払った医療

費が限度額を超えた場合に申請できます。～表1のとおり

②**世帯合算** 同一世帯で21,000円以上を同じ月に一つの病院で複数支払い、合計額が限度額を超えた場合に申請できます。

③**多数該当** 同一世帯の過去12カ月以内の申請で4回目以降は限度額を軽減。～表2のとおり

④**前期高齢者** 昭和7年10月1日以降に生まれた方で、70歳以上の方が限度額を超えたときに、申請できます。～表3のとおり

▼**詳細** 住民生活課国保年金係 (☎ 3 - 2467)

介 護

**申請できます
 介護保険料の低所得者減免制度**

平成15年度から介護保険料の減免制度を実施します。

▼**対象者** 次の基準をすべて満たす方。

- ①世帯全員が市町村民税非課税（介護保険料が第2段階）である。
- ②子供など（別世帯も含む）市町村民税課税者に扶養（税・健康保険）されていない。
- ③申請の前年度まで介護保険料の未納がない。
- ④本人を含む世帯全員の前年収入金額の合計が次の額以下である。

世帯人数	収入金額
1人	120万円
2人	160万円
3人	210万円
4人	260万円

※5人以上は、1人増えるごとに50万円を加算します。

※対象収入は、課税対象の収入（勤労・農業・事業など）と、あらゆる種類の収入（年金・恩給・住送りなど）。

⑤本人を含む世帯全員が居住用以外に不動産（土地や別荘など）を所有していない。

⑥本人を含む世帯全員の預貯金額の合計が350万円以下である。

▼**保険料** 第1段階（年額22,500円）に減額となります。

▼**申請に必要な書類**

- ①世帯全員の前年の収入額がわかるものすべて（年金振込通知書など）。
- ②世帯全員の預貯金額が証明できるもの（預貯金通帳など）。
- ③健康保険証

▼**申請・問合せ** 福祉課介護サービス係（「ゆとろ」内・☎ 3 - 3029）

表1

区 分		限 度 額
住民税課税世帯	上位所得者	139,800円 + (総医療費 - 466,000円) × 1%
	一 般	72,300円 + (総医療費 - 241,000円) × 1%
住民税非課税世帯の人		35,400円

※上位所得者とは、国保加入者全員の総所得金額が700万円を超える世帯。※未申告者がいる場合は、上位所得者の適用となります。

※1カ月とは、その月の1日から月末までの期間。5月15日から6月13日までの30日間入院した場合は、5月分（5月15日から31日の17日間分）と6月分（6月1日から13日の13日間分）に分けての請求になります。

表2

区 分		限 度 額
住民税課税世帯	上位所得者	77,700円
	一 般	40,200円
住民税非課税世帯の人		24,600円



表3

自己負担割合	外 来	入 院	多数該当	
2割負担	40,200円	72,300円 + (総医療費 - 361,500円) × 1%	40,200円	
1割負担	12,000円	40,200円	/	
	家族全員が非課税	8,000円		24,600円
	年金収入が65万円以下	8,000円		15,000円

※多数該当は2割負担の人が過去12カ月で入院の高額療養費支給が4回目以降で該当になります。

※外来での支給対象は同一月内のものは、どの病院で支払ってもすべて対象となります。

年金

利用できます
国民年金保険料の免除制度

老齢基礎年金の受給資格を得るためには、最低25年間保険料を納めていることが必要ですが、長い人生の中では保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合、前年の所得により申請をして承認されると、保険料が免除される制度がありますので、未納のままにせず手続きをしましょう。失業により免除申請する場合は、離職票等の写しが必要です。免除は全額免除と半額免除があ

り申請により前年の所得に応じて決まります。全額免除は申請をして承認されると保険料の全額が免除、半額免除は保険料の半額が免除となり、残りの半額は納めていただきます。

免除が承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額については、全額免除期間は保険料を納めた期間の3分の1として、半額免除期間は3分の2として減額計算されます。

10年以内の免除承認期間であれば保険料を追納することができますので、満額に近づけるために

もなるべく追納しましょう。

なお、免除承認期間の周期は、平成15年度分からは7月分から翌年6月分までとなります。

申請手続きは役場国保年金係になります。

役場窓口年金相談日

6月11日・25日、7月2日の水曜日

役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

日時 6月20日(金)10時～15時

場所 商工会館(錦町)

高齢者

老人保健法などの
受給対象者は届出を

「老人保健法」とは、国民健康保険や社会保険などの加入者で75歳以上の方や一定の障害のある65歳以上75歳未満の方で、世帯の課税状況により医療費の1割または2割の自己負担割合が適用される制度です。

▼対象

老人保健法受給者～現在の制度では、昭和7年9月30日以前に生まれた方が対象になります。

町老(マル老)受給者～当別町の「老人医療費助成制度」が適用される68歳と69歳の方。(8月からは68歳と69歳の方を含む「住民税非課税世帯」のみに変更。)

道老受給者～道の「老人医療費助成制度」が適用される65歳から69歳の方。

▼その他 医療機関の受診時には、必ず医療受給者証を提示願います。

▼詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

該当要件	持参する物	届出
①健康保険未加入者が健康保険に加入したとき ②他市町村から転入したとき ③健康保険が変わったとき ④健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	14日以内
⑤氏名を変更したとき ⑥同じ市町村内で住所を変更したとき ⑦死亡したとき(死亡の届出義務者)	医療受給者証(健康手帳)など	
⑧国保加入者が入院のため、他市町村の病院等に住所を変更したとき(居住地特例)	医療受給者証(健康手帳)・健康保険証など	
⑨居住地特例に該当しなくなったとき		
⑩医療保険加入者でなくなったとき ⑪他市町村に転出するとき ⑫障害の状態に該当しなくなったとき	医療受給者証(健康手帳)など	すみやかに

募集

平成16年度採用の
税務職員を募集します

札幌国税局では、税務職員を募集しています。採用試験の概要は次のとおりです。

▼受験資格 昭和58年4月2日～昭和61年4月1日生まれの方。

▼試験の程度 高等学校卒業程度

▼申込期間 7月1日(火)～8日(火)

▼申込先 人事院北海道事務局(札幌市中央区大通西12丁目)

▼第1次試験 9月7日(日)

▼第2次試験 10月16日(木)～23日(木)までの間で指定する1日。

▼申込書請求先・詳細 札幌国税局人事第二課(☎011-231-5011・内線2315)または、札幌北税務署総務課(☎011-707-5111)へ。

